

## 旭川地方・家庭裁判所委員会議事概要

平成20年5月22日開催

- ・成年後見制度について
- ・裁判員裁判について

1 開催日時 5月22日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者(50音順・敬称略)

地裁委員 足立清人, 梅津和宏(兼務), 加藤卓, 河村俊哉, 中村元弥, 則末尚大(兼務), 長谷川明彦(兼務), 林 享男(兼務), 明翫義昭, 山本健一

家裁委員 梅津和宏(兼務), 蒲田祐一, 則末尚大(兼務), 長谷川明彦(兼務), 林 享男(兼務), 藤田悦子, 八重樫和裕, 山崎隆志

事務局 甲斐裕司地裁事務局長, 高橋雅和家裁事務局長, 西亦敏廣民事首席書記官, 半藤政一刑事首席書記官, 高橋昭夫首席家裁調査官, 講元秀夫家裁首席書記官, 井田久敏家裁事務局次長, 村上奉文家裁総務課長

4 議 事

- (1) 開会の言葉
- (2) 委員交替の報告
- (3) 新任委員の自己紹介
- (4) 意見交換

テーマ「成年後見制度について」

(事務局から, 成年後見の概要, 旭川家裁管内における成年後見に関する申立状況, 後見(特に第三者後見人)選任の実情等について説明した。)

委員長: 市民後見人あるいは法人後見人の確保について, どのような方策が考

えられるか御意見を伺いたい。

委員： 本人が病院に入院している場合に、本人の生活の場が病院であるから、日常の生活面では特に心配することはなく、親族が後見人になっても負担は少ないと思われる。しかし、後見人である親族も本人と一緒に年齢を重ねていくため、将来のことを心配している後見人もいる。親族が後見人になることは良いことだろうが、負担も大きい。後見人を仕事と割り切ってしてくれる第三者が必要だと思うし、親族以外で後見人を引き受けてくれるシステムを構築することが必要である。

委員： 今はクレジットで高額の商品を購入することができ、判断能力が劣る人でそのような被害はとても多い。それなのに、成年後見制度の利用が少ないのは、自己破産した方が解決が早いからではないか。

市民後見人が話題になっているのは知っているが、重い責任を持つ後見人を、市民がボランティア的な報酬で引き受けてくれるものなのか疑問がある。そのため、どのようなケースで市民後見人を選任するのが適切なのか、具体的なイメージが今ひとつ浮かばない。数をこなせばある程度の報酬になるが、職務に見合った報酬がなければ弁護士が後見人を引き受けることは難しいだろうし、市民の善意だけに頼るのは難しいのではないか。だとすると、弁護士が対応できない部分を補う別なシステムを考えることが必要だと思う。

委員： 司法書士会では、後見人になるための研修を受けた司法書士が、裁判所からの依頼に対応できる候補者名簿を調製し、裁判所の依頼に応える態勢を構築している。私も裁判所から選任されて後見人になっている。

報酬の件だが、私が担当したケースでは、私と親族が後見人になり、財産管理の分野は私が担当し、身上監護の分野は親族が担当する形式で、後見事務を分掌した。財産管理だけであれば日常的な煩雑な後見事務から解放されたため、後見人としての負担は少なかった。そのため、一人で全ての後見事務を行う場合に比べて、報酬も安くても良いと思った。

このように、後見事務を親族と分掌することで報酬を抑えることも考えられる。

私が今悩ましいと思っているケースがいくつかある。例えば、お父さんが亡くなり、お母さんと子供が相続人となったとする。相続の時に遺産分割協議をするが、お母さんに後見人が必要な状態であれば、後見人を選任して遺産分割協議をしなければならないが、そのような場合に、日常的にお母さんの面倒を見ている子供は、利益相反するために後見人となるのが難しい。そのため、例えば他の親族を後見人の候補者とするケースもある。しかし、このようなケースは自然な形ではないと思う。また、本人の中には高齢者もいるが若い人もいる。後見人としては長く務めなければならない。自分に何かあったときには本人はどうなるのか、不安に思うこともあり、司法書士会のリーガルサポートが法人後見人として受け皿になってくれればいいのだが、まだそこまでには至っていない。

委員長： 後見人が不足する事態は起こりえるのか。

事務局： 現状では後見人の確保に苦慮することはないが、危惧しているのは将来のことである。そのため、将来に備えて後見人の受け皿を増やしておきたいと考え、御意見を伺っている。全国的には、市民後見人の育成に取り組んでいる自治体もいくつかあると聞いている。複数後見人を選任し、市民後見人には身上監護を担当してもらうとの構想で進めているらしい。

委員長： 社会福祉協議会が受け皿になっている自治体もあると聞いている。自治体の実情について紹介していただきたい。

委員： 私の街では、後見が必要なケースで申立人がいない場合には、市町村長による審判の請求ができるが、そのような場合の具体的な事務取扱については実施要綱を作成し対応している。これまで申立をしたケースでは認知症の高齢者が本人である場合が多いが、福祉施設や医療機関から

の相談があり、親族がいない場合、親族がいても関わりを持ちたくない場合、親族が本人虐待をしている場合などがある。

この制度は平成14年から実施しているが、これまでに10件程度申立をしており、家庭裁判所において、弁護士や司法書士が後見人に選任されている。申立書には後見人候補者に対する意見を記載する欄があるが、申立をする際にはほとんど記載していない。これまでに記載したケースは、虐待を受けている本人については法律的な対応が必要であろうから「弁護士」と、資力がない人については報酬が低くても後見人を引き受けてくれる人が期待されることから、「社会福祉士」と意見を述べた。ただ、社会福祉士を希望したケースでは、認容の審判前に本人が死亡したため、選任にいたらなかった。

この支援事業のために予算を組んでいるが、費用は求償することとなっている。

知的障害者については、高齢者の認知症の人よりも社会的仕組みとして対応が充実しているため、自治体の対応としては認知症の場合と比べて問題は生じていない。しかし、知的障害者の場合には親が後見人になっているケースがほとんどで、自分が死亡したときのことを心配している。そのため、親が将来的に安心でき、後見人の報酬も安価にできる利点があるため、親の会が中心となって後見人の受け皿となることができなにかを研究していると聞いている。

社会福祉士会も後見人の受け皿となれるかを研究していると聞いている。しかし、現実には社会福祉士も仕事があり、ボランティアとして後見人を引き受けるとなれば、本来の仕事と後見業務の両立が難しいと聞いている。

委員長： 差し迫った問題ではないが、これから事件が増えていくことは間違いない。どのような方法で後見人を確保することができるだろうか。

委員： 金融機関では、正常な判断ができない高齢者との窓口対応が増えてお

り、これから高齢者社会を迎えるに当たって、窓口業務をどのようにするのか検討している。金融機関も、そのような来店者について、どこに相談をしたらいいのかわからない。また、親族もどこに相談に行ったらいいのか分からないのが現実である。まだ、十分な周知がされていないと思われる。

委員長： 成年後見制度に関する周知が進んでいないとのことだが、その点についてはどうか。

委員： 成年後見に対する知識があまりない。新聞に一度大きく取り上げられた記憶はある。この制度は必要になったときに勉強するのではなく、その前から制度のことを理解しておく必要があると感じた。私の周囲の人でも、民生委員であるとか、人権擁護委員であるとか、後見人が必要な事態に関わった人は知っていると思うが、それ以外の人には制度自体よく知られていない。そのため、例えば、老人大学であるとか、民生委員であるとか、町内会の役員等を対象としてもっと広報をして周知しなければ、色々なところに支障を来すと思う。

委員： リーガルサポートの協力を得て講演会を実施したが、あまり盛況ではなかった。結局は、銀行の窓口、保険会社、不動産業者などに具体的なことを持ち込んだときに、成年後見が必要ですよと言われて家庭裁判所に申立をするケースがほとんどである。

委員： この制度を利用する必要がある人は、潜在的にはかなりの数ではないか。それではどうして利用されていないのか。それは、経済的な理由もあるが、後見人にとっては後見業務が非常に重いからだ。本人が死亡するまで続くのであるから、当然その間の費用負担の問題がつかまとう。

法律的には困難なのは分かるが、特別代理人のように特定の法律行為だけに限定して後見人を選任し、その法律行為が終了したら解任できるような制度にすれば、経済的にも安価であり、裁判所の後見的な機能で重大案件についてチェックする仕組みができれば利用が促進されるので

はないか。

委員： 成年後見制度が活用されていないのは，周知されていないことも原因だろう。

委員： 私の大学の学生からは，成年後見制度という名称は聞いたことがあるが，どこに相談に行ったらいいのか分からないという声を聞く。社会福祉協議会などの団体とも連携し，周知をもっとする必要があると感じた。

委員： 行政からすると，成年後見は国の福祉政策の延長線上のことと考えられ，国民にとって利用しやすい制度とすべきである。裁判所が心配している後見人の受け皿についても，費用の面から利用しやすい受け皿ができれば，もっとこの成年後見制度が利用されるのではないか。受け皿作りには，これから自治体が主体的に取り組むことも必要であるが，そうすると，自治体ごとにバラツキが出てしまう。自治体の努力だけに任せるのではなく，国の政策として取り組むこととすれば，格段に進展するのではないかと思う。

委員： 金融機関では，成年後見の手続の利用を勧めることもある。

委員： 後見人の確保が大きな問題になっていないのは，差し迫った危機感がないからだと思う。しかし，世の中には，きちんと判断できないために高額の商品を大量に購入してしまう人が多数いる。そのようなケースで，家族は，どこに相談をしたらいいのか分からないのが実情ではないか。相談の行き場所がないから，この制度を知らないし利用もされない。例えば，調停制度には何十年もの歴史があり，いろいろな機会を利用して広報活動を行っているが，それでもまだ，調停制度について知らない人は多い。

もう一つ利用が促進されない原因には，家族の中に成年後見制度を利用しなければならぬ者が居ることを隠している場合も考えられる。

委員： 国民に広く周知されていないのは，報道機関が成年後見制度を大きく取り上げてこなかったことも原因の一つだと思う。その意味では，報道

の役割が大きい。しかし，成年後見制度には派手さがなく，日常的に大きく取り扱うことは難しい。

委員： 周知が不足していることは間違いないと思う。

委員長： 本日の意見を伺い，成年後見制度を広く知ってもらおう努力をしなければならぬと感じた。

次のテーマである「裁判員裁判」について，最高裁判所が実施したアンケート調査の結果，最近の世論調査の結果及び当庁における広報活動の実施状況について，河村委員から説明をした上で，御意見を伺いたい。

（河村委員による説明）

委員： 裁判員制度は大改革である。裁判に我々が参加できるだけでなく，裁判員制度の導入によって，被疑者の取り調べ段階から変化が生まれている。裁判だけでなく全てにおいて変わってきており，戦後司法の一大改革である。報道機関としては，裁判員制度については全力を挙げて取材する予定であるし，今は洞爺湖サミット，その後は北京オリンピックの取材が中心になるが，秋には裁判員候補者名簿ができて通知が来るので，報道各社は裁判員制度に関する取材と報道に力を注ぐと思われる。

裁判員裁判のイメージを視聴者に伝えるために，模擬裁判の取材を行っている。裁判所によっては，映像による取材の制限もあり，報道各社は苦労している。その中で，旭川の裁判所は取材に協力的であるが，もっと協力をして欲しい。映像だけで裁判員制度のことを視聴者に伝えるのは難しい上に，どこも苦労をしている。映像の場合には，新聞等の活字メディアよりも伝える情報量が少ないことから，具体的なイメージを映像の中で伝えなければならない。しかし，撮影の制限もあり，使用できる映像に限りがある。もっと自由に撮影を認めて欲しい。例えば，模擬裁判は裁判所側にとってPRも兼ねていると認めていただければ，模擬裁判の参加者の取材をして，裁判に参加した感想を映像として伝える

ことができる。

最近は裁判員制度を止めてしまえと言う出版物が目立っているが、私は、裁判員制度が導入されれば世の中は変わると思っている。

国民は誰もこれまで裁判に参加したことはない、そうすると、広報活動をどれだけ充実させたとしても、不安を抱えて参加したくない層の割合は、制度が始まるまではそれほど変わらないと思う。裁判員制度の問題点は、実施しながら修正するしかないと思う。

あとは、実際に裁判員裁判が始まったときにどのような取材ができて報道できるかである。守秘義務との関連もあり、実際に裁判員を体験した人に取材ができ、「大変だったがやりがいがあった。」、「不安だったが、できた。」などと取材できれば良いのだが、映像として裁判員の顔を流せないのであれば、効果は期待できない。

委員： 国民の参加意識が低いのは、裁判員制度のねらいがはっきりしないために国民から支持されていない結果だと思う。大事なのは、裁判員裁判に参加したいか参加したくないかではなく、この裁判員制度が必要なのか必要でないのかを国民に問うことだと思う。最高裁が作成したパンフレットを見ても、この制度への参加を呼びかけているが、裁判員制度の必要性、すなわち、今の裁判の問題点や裁判員制度の導入によって裁判がどのように変わるのか、将来像が見えない。これでは、国民に義務だけを押しつけているように感じる。そのために不安は解消されずに参加したくないと思ってしまう。国民の義務だから参加してくださいと呼びかけているだけである。

後期高齢者の問題にしても、切実な問題であるから国民は関心を持っている。国民は、切実な問題でなければ関心を持たないし、言い換えると、裁判員制度は切実な問題ではないから、関心が低い。制度自体の必要性、裁判員制度の実施によって司法はこう変わるという姿を国民に示して広報しなければ効果はない。

委員： 参加したくないという意見は理解できる。日本においては国民が裁判に参加することはなく、自分が裁判員になり裁判に関わることに拒絶反応があるのは当然である。一方で、不安はないですよと言っても説得力はないが、不安でしょうが大丈夫ですよと言うことはできると思う。広報活動を通じて、国民の多くにそう言うプラス思考をどのように持たせることができるかが問題と思う。大変なのは大変だけど、プラス思考を持たせることによって参加意欲に変化が生まれることが期待できる。

委員長： 裁判が国民にとっては「分かりにくい。」「密室化したような中で裁判が行われている。」、それで良いのか等の国民からの批判があり、それを受けて国会での議論がされて導入されたと理解している。

委員： 私のところにアンケート調査が来たら、私は参加したくないと回答する。その理由は、アンケートが「参加したくない」という一歩引いた意見を受け容れてくれるからである。裁判員制度は、今の裁判について疑問を感じている人に、裁判とはどのようなものかを知ってもらう良い機会である。

最近、「旭川地裁管内は広く、裁判所から遠い」ことが辞退理由になるような記事があった。断る理由が緩やかになっているのではないか。その記事の中では、裁判当日に裁判員を決めるのではなく、数日前に裁判員を選任する運用を求める意見もあったと思う。そのような運用をすることで、辞退する人を減らすことも可能であろう。辞退事由を緩やかにしてしまうと、裁判に興味がある好きな人だけで裁判員制度が実施されることになり、弊害が大きい。やむを得ない場合は別として、簡単に辞退できない運用が望ましいのではないか。

委員： 裁判員制度はどのような制度であるのか周知することは大切であるし、その点を理解されないと、国民の参加意欲の向上に結びつかない。国民が公権力に関与することがとても大切なことだと理解することが必要である。

委員： 前回の委員会では、私の周囲の人は裁判員裁判への参加に積極的な人が多いと話したが、よくよく話を聞くとそうでもなかった。参加に積極的な人は普段から活発に活動している人が多く、家庭にいる機会が多い主婦層などは参加に消極的であった。しかし、光市母子殺人事件や滝川市の生活保護費詐欺事件などで、裁判官が述べた言葉は分かりやすく、共感を覚えたと言う人は多く、市民にとっては、裁判が身近に感じられるようになってきているのではないかと。そのため、裁判員になることについて前向きになっているのではないかと。

委員： 裁判所が、ここ数年大変なエネルギーを使って裁判員制度について広報活動を展開したが、その結果「参加したくない。」という回答が多かった。しかしこれは、これまでの広報活動の成果と言える。なぜなら、参加したくないという人が出てくるのは健全なことだからである。それだけ、裁判に関与することが大変なことだと、これまでの広報活動を通じて国民が理解している証拠である。犯罪がなくなる限り、その犯罪に対応しなければならないのは、主権者である国民の義務である。これまでは、これを裁判官に任せていた。これからは自ら関与しなければならないことを国民が理解してきたから、このような調査結果になった。裁判員制度は積極的に推し進めて、世の中のことや法律を考える機会にすべきである。

委員： 個人としては、裁判員制度に対しては反対である。ただ、実施すると決まっており、後1年しかない。実施に向けて、具体的な辞退事由の説明などの広報活動が必要と思う。

委員： 今回のアンケート結果を経済面から分析すると、参加意欲が低い地域と高い地域では何が違うかと言えば、景気である。景気が良いところは参加意欲が高く、景気が悪いところは参加意欲が低い。北海道は景気が悪い。景気が悪いから余裕がない。特に、旭川管内は北海道でも所得が低く、余裕がない。

旭川管内は、所得は低いが物価は安い。物価を下げるために企業経営者は様々な努力をしている。その一つが、人件費を減らすことである。旭川においては、一人で何人前もの仕事をしているのが実情であり、そのようにして企業は人件費を抑え、物価を抑えている。そのような企業が多い中で、裁判員制度で働き手がいなくなれば、企業はどのようにして穴を埋めれば良いのか不安になる。一方で、働き手は自分の居場所がなくなるのではないかと不安になっている。このような経済的な理由が参加意欲の低さにある。

後期高齢者の問題では、なぜ導入するのかの「そもそも論」が不足していると感じている。裁判員制度にも同じことがいえ、なぜ裁判員制度を導入しなければならないのか、「そもそも論」が不足している。そのため、市民は、なぜ今この制度を導入するのか理解できていない。裁判員制度という言葉は知っているが、導入した理由が分からないため、「参加したいか」、「参加したくないか」を聞かれると、精神力の強い人は別として、多くの人にはなるべく裁判には関わりたくないと思い、「参加したくない」と回答するのではないか。

委員長： 辞退事由の話も出ているので、辞退事由についても意見を伺いたい。  
河村委員から説明をする。

(辞退事由について河村委員から説明)

委員： 先日の新聞報道では、美深町よりも遠い地域は全て遠隔地で辞退理由になるようにも読めたが、そうっては困る。旭川近辺の人だけで裁判員裁判を実施されることがないようにしなければならない。多様な人たちの意見を反映させた裁判でなければいけない。ただし、遠隔地で交通不便な地域に居住している人のことを考えると、非常に難しい問題だと思う。

委員長： 裁判所では、辞退事由の判断のためにどのようなことを考えているの

か。

委員： アンケートを実施し、辞退理由を記載してもらおう。それで判断できれば、裁判所に来てもらう必要はない。判断できなければ裁判所にお越しいただき、面接をして辞退理由を判断する。しかし、辞退理由を認めないならば次の手続に進行するが、辞退理由を認めた場合には、その後に手続がないのに裁判所に出向いてもらったこととなる。私としては、できるだけ地域ごとの辞退理由を理解したいと思っているし、第一次産業従事者が多い旭川地裁管内のそれらの従事者の事情を理解する必要があると考え、各地域ごとでグループインタビューを実施している。例えば、夏は無理だが冬は参加が可能であるとか、3日間は大丈夫だが、5日間は難しいとの意見がある。地域や季節によって事情が異なり、どのように義務と負担を調和させるべきかを考えている。最初から辞退理由を緩やかにすると、偏った地域の偏った職種の人で裁判員裁判が実施されることになってしまう。それで良いのか悩みがあるところである。

委員： 私の勤務先は、裁判員裁判への参加のための休暇制度を新設した。

委員長： たくさんの御意見を賜り、辞退事由の判断や今後の広報活動に活かしたい。

本日は、ありがとうございます。

#### (5) 次回期日等

平成20年度第2回の期日は、平成20年11月20日(木)午後1時30分とする。次回は「裁判員制度について」と「犯罪被害者参加制度・損害賠償命令制度について」をテーマとして意見交換を行うこととする。

#### (6) 閉会の言葉

配 布 資 料

- 資料 1 成年後見制度説明資料
- 資料 2 旭川家庭裁判所後見等開始新受事件推移等
- 資料 3 アンケート結果資料 1 , 2
- 資料 4 裁判員制度広報活動概要

( 配布資料添付省略 )